

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人青い海の会（以下「法人」という。）の法人業務に伴う評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる擁護の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬等 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 45 条の 34 第 1 項第 3 号に規定する報酬をいう。
- (3) 費用 職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の取扱い)

第 3 条 役員等には定款第 8 条及び第 21 条に定めるとおり、報酬等を支給しない。

(費用)

第 4 条 役員等が職務執行に当たって費用を要する場合は、費用弁償規程に基づき、所定の額を支給する。

(公表)

第 5 条 社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による報酬等の支給の基準の公表は、この規程を公表することにより行うものとする。

(規程の変更)

第 6 条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より実施する。